

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 高宮 正行

議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

建設課所管分

委員より、「がけ地

近接等危険住宅移転事業補助金の内容は。」

との質疑があり、**建設課長**から、「内容は、

住宅の建築、購入、借入金利子、土地の取得

等に伴う経費として補助するものです。」との

答弁がありました。

また、別の委員より、

「鹿北菊地赤水線改修促進期成会に対する要望内容は。」との質疑

があり、**課長**から、「区間は、山鹿市から

菊池赤水線、国道57号までを指します。阿蘇

市は赤水の歩道整備を要望しています。」との

答弁がありました。

また、委員より、「今回、計上された道路維持

工事の予定は。」との質疑があり、**課長**から、



阿蘇市一の宮町中央駐車場

議案第12号「阿蘇市一の宮町中央駐車条例の一部改正について」

委員より、「今回の

改正は、指定管理先の収支に合わせて値上げする

ものか。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、

「来訪者の方々の神社周辺の滞在時間の延長を図ることが一番の

大きな目的であります。指定管理先の職員賃金を削減して運営している

という現状もあり、本改正は、若干の補てんも併

せて行うものです。」との

答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

委員より、「下水道

使用料が209万9,000円減額補正とな

った理由は。」との質疑があり、**住環境課**

長から、「昨年は、災害復旧を優先するため、

通常の下水道普及事業を行っておらず、増収

へと繋がらなかったこと。また、近年、新築

される住宅の多くが節水型の住宅設備等を設

置されることも相まって、今回、減額したも

のです。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号「平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

委員より、「本補正

は支出の増額のみ計上してあるが、純利益には影響しないのか。」

との質疑があり、**水道課長**補佐より、「本公

営企業会計では、支出が増える際の収入分につ

いては、補正計上しない形を取っています

が、支出増分の収益は十分に見込んでいま

す。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

住環境課所管分

「継続箇所を整備を重点に行う予定です。」との答弁がありました。

また、委員より、「道

路を簡易的に補修する箇所については、交通

量も多い道路も見られ、根本的な整備が必要と

される箇所も多く見られるが。」との質疑があ

り、**課長**から、「昨今の業者不足等の状況もあり、緊急に局部的な簡

易補修となっておりますが、課の方針としても、

出来る限り根本的な整備を進めたいと考えて

委員より、「都市計

画審議会の内容は。」との質疑があり、**住環境課長**から、「審議

会は、阿蘇市が都市計画に関する計画策定や区

域の決定等を行う際の諮問に対して答申する

審議会となっております。」との答弁があり、

また、委員より、「審議

会において、阿蘇市全体の用途区域等を審議

することは出来ないか。」という質疑があり、**課長**から、「審議会は、都市計画区域内に関する部分を審議するものであります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）の対象は。」との質疑があり、**課長**から、「家を再建するための費用ではなく、地盤沈下や液状化等で発生した宅地や崩壊した擁壁等の復旧に対する経費が対象になります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「自動車騒音調査業務委託の内容は。」との質疑があり、**課長**から、「騒音規制法第18条に基づき、5年間に1回以上の調査を義務づけられて実施されるものです。」との答弁があり、**委員**より、「作業の内容は。」との質疑があり、**都市・環境係長**から、「具体的には国道57号、

212号、265号線等の道路に固定した機械を設置して、車の騒音を計測するような調査を経て、結果を国に報告するものです。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「はな阿蘇基本納付金283万円と、はな阿蘇美バックヤード修繕工事650万円の差異について。」との質疑があり、**まちづくり課長**より、「納付金と、バックヤードの修繕料に関連はありませぬ。納付金は、納付金として計算したものを、修繕料等については、施設の管理上必要な部分として計上したものです。」との答弁があり、別の**委員**より、「この納付金は以前より下がっているが、その算定基準と以前の指定管理先の納付は完了したのか。」との質疑があり、**課長**より、「今回の納付金については、

入込客数の減少をもとに額を決定したものです。また、以前の指定管理先の納付金については未納となっています。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「以前、雇用されていた方々は、継続雇用していただけるのか。」との質疑があり、**課長**から、「指定管理者の募集要項の中に、これまで雇用されていた方については極力雇用していた」という条件を明記



神楽苑のトイレ

してあります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「神楽苑トイレ改修工事（復興基金）の工事内容を。」との質疑があり、**商工物産係長**から、「神楽苑のトイレは、和式便器が男子トイレに2器、女子トイレに4器あり、男女トイレともに既存の和式便器を1器ずつ残し、男子トイレに1器、女子トイレに3器、計の

4器を洋式便器に変える予定です。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「各種補助金については、トラブル等が生じないようチェックはしているのか。」との質疑があり、**農政課長**から、「農政関係の補助金にしましては、補助事業の前提等も十分に踏まえ、問題のないよう取り扱いを行います。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「環境保全型農業直接支払事業費補助金の内容は。」との質疑があり、**課長**から、「平成23年度から制度化されたものです。ハードルの高い有機JASの認定を受けられた無農薬栽培農家や組織の取り組みに対し、10a当たり8,000円交付され、補助の内訳が、国が2分の1、県・市がそれぞれ4分の1で、今回、8組織を対象に、水稻45ha、大豆30haが対象

作目になります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「堆肥舎施設復旧工事について、火災の原因者に負担金が生じると公的な施設に対して、何らかの権利が発生するものと考えられるが。」との質疑があり、**農政課長補佐**から、「費用負担については、顧問弁護士とも相談し、慎重に内容を詰めて参ります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「被災農業者生活支援事業補助金の内容を。」との質疑があり、**課長**から、「昨年、5月に県が創設した事業で、圃場が被災された農家に対して、当該年度作付けできない場合、エリア外に代わりの圃場を借り上げる場合に必要となる掛増し経費の一部に対し、10a当たり2万2,000円を助成する事業です。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、

「農産物等提供品とあか牛オーナー制度事業補助金の違いは。」との質疑があり、課長から、「あか牛オーナーに対する農産物等提供品制度は、オーナー側へのメリットを高めるために行う事業で、併せてオーナー加入促進も含めて実施するものです。オーナーになられますと1人当たり3,000円の商品券をお配りし、管内の直売所、道の駅等で購入していただくことが条件になります。あか牛オーナー制度事業補助金は、あか牛畜産農家を支援するための助成金です。」との答弁がありました。

観光課所管分

委員より、「阿蘇ジオパーク事業の内容説明を。」との質疑があり、観光課長補佐から、「ジオパーク事業は、概ね2,000万円の事業費で運営されており、その約半分が3名の専属スタッ

フの人員費で、事業としては、普及啓発のための冊子作成、看板整備、小中高への教育活動等が行われています。ジオパーク活動は4年に1度、再認定審査を受けなければなりません。去年、国内の審査で条件付き再認定という結果となり、先般、日本委員会に改善アクションプランを提出し、次は、本年夏に世界の再認定審査を受ける予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「内牧に整備したコギダスMTBパークについて、今後の計画はどのようになっているのか。」との質疑があり、観光課長から、「コギダスMTBパークは、市民へ自転車を身近に感じる普及を目的に整備したものです。いくつかの候補地を検討しましたが、利用しやすい場所ということで内牧の街中に整備しました。今後は、市内全部の保



阿蘇マウンテンバイクコース

育園や幼稚園で、自転車教室を定期的に実施する等し、サイクリングのまちづくりを図って参りたいと考えています。」との答弁があり、委員より、「事業を進めるに当たっては、パーク内で事故等発生した際の、十分な対策の検討を。」との意見がありました。

また、別の委員より、東阿蘇観光開発株式会社に関する損失補償契約補償金の現在残高は。」との質疑があり、観光企画係長から、「平成37年までが償還期間で、平成29年度末現在で1億5,969万1,000円となっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市『草・観・然』活性化事業について、新規の認定者を増やすより、これまで認定された方々のPR等を強化した方が良いのでは。」等の意見がありました。以上のような審議を経た結果、本案は原案

議案第34号「平成30年度阿蘇市水道事業会計予算について」

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「営業外収益を大きく占める長期前受金戻入の内容は。」との質疑があり、水道課長補佐から、「公営企業会計に関する長期前受金戻入は、平成26年度の法改正により、合併から平成29年までの、みなし償却していた国庫補助金、工事負担金等を減価償却するために、当該年度の減価償却分について収益化するものであります。が、実際に現金が動くものではありません。」との答弁がありました。

また、委員より、「平成30年度の工事予定箇所について、その他の工事に関連して行うものがあるが、これは水道管の更新等も把握し、部分的に実施するの

か。」との質疑があり、課長から、「管の更新を踏まえたものではなく、道路改良工事の影響で部分的に布設替えを行うものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「給水管の漏水事故が多発している地区があるが。」との質疑があり、課長補佐から、「水道本管については、ほぼ布設替工事を終えています。が、それ以外の枝管や給水管等の老朽した水道管については、平成30年度以降、有収率が上がるよう改修計画を策定し布設替工事を推進して参ります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。